議案第75号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年6月2日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

Γ

富士見公園	陸上競技場
	野球場
	テニスコート
	テニスコート照明施設
	バレーボール場
	相撲場
	弓道場
	水泳プール

Γ

富士見公園	野球場
	テニスコート
	テニスコート照明施設
	バレーボール場
	相撲場
	弓道場
	水泳プール

に改め、西菅公園の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定 中西菅公園の項を削る部分は、川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する 条例(平成20年川崎市条例第 号)の施行の日から施行する。

参考資料

制定要旨

富士見公園の区域の変更並びに西菅公園の野球場及びテニスコートを多摩スポーツセンターの施設とすることに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。